

6月1日は、人権擁護委員法が施工された日です。江差人権擁護委員協議会では、人権擁護活動の一環として、次のとおり「特設人権相談所」を開設します。

いじめ、体罰、家庭内のいざこざ、借地借家、不動産、登記、相続関係など身近な法律問題や人権問題等、心配ごと、悩みごとなどがありましたら、お気軽にご相談下さい。

お気軽に



なお、相談は無料で、秘密は厳守されます。

とき 6月2日(月)

午前10時から午後3時まで

ところ 青苗支所

相談員 奥尻町人権擁護委員

上野 悦子(字奥尻)

菅原 堅司(字青苗)



お元気ですか社協です

奥尻町
社会福祉
協議会

充実した福祉サービスの提供を

平成20年度の事業予算の概要

奥尻町社会福祉協議会の平成20年度の事業(業務)計画と事業予算が3月21日に開催された理事会と評議員会で承認されました。

今年度の重点目標と事業予算の概要についてお知らせしますので、みなさんのご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

重点目標

次の重点目標を達成するため、地域福祉活動を推進し、介護保険及び障害者自立支援制度による「指定訪問介護事業所」として必要に応じた適切な介護支援を行います。

- ◎地域福祉サービスの推進と充実
- ◎高齢者福祉活動の推進
- ◎訪問介護事業所としてのサービス提供の充実

事業予算

(単位：千円)

収 入			支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	
会寄町 付 助 費 金	600	地 域 福 祉 活 動 費	1,916	
補 保 險 等 報 酬	400	高 齢 者 等 支 援 費	420	
同 募 金 配 分 金	8,264	ボ ラ ン テ ィ ア ・ 児 童 支 援 費	550	
共 業 受 託 金	16,312	障 害 者 等 支 援 費	190	
事 業 付 金 入	930	訪 問 介 護 等 事 業 費	16,774	
貸 付 支 援 給 付 費 他	1,635	給 与 費 等	7,330	
自 立 支 援 の	200	事 務 費	1,285	
そ	462	福 祉 資 金 貸 付 金	200	
	32	負 担 金	170	
計	28,835	計	28,835	

相談窓口開設

お気軽にご相談を!!

社会福祉協議会では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについて、各関係機関と連絡をとりながら適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

とき 毎週水曜日 午後1時～4時

ところ 社会福祉協議会 相談室

☎2-3591 FAX 2-3927

【道営住宅入居者募集】

檜山支庁では、道営住宅の入居者を募集します。

募集住居 道営檜山団地
(3LDKタイプ 1戸・2人以上一般世帯向け)

募集期間 平成20年5月13日(火)～20日(火)

入居可能予定日 平成20年6月13日(金)

その他 現在公営(道営・町営等)住宅に入居している方が応募される場合、条件がありますので留意してください。

問い合わせ先 〒043-8558 檜山郡江差町宇陣屋町336-3
檜山支庁産業振興部建設指導課主査(建築住宅)
☎0139-52-6620(直通)

◆ 事業主の皆様へ ◆

平成20年度 労働保険年度更新の申告・納付期限は

5月20日(火)です

お早め!!

申告書は最寄りの労働基準監督署又は北海道労働局及び金融機関、郵便局へ提出してください。

函館労働基準監督署

特設行政相談所の開設

5月19日(月)から25日(日)は、春の行政相談週間です。

毎日の暮らしの中で、国の役所や公団等が行っている仕事やその手続き、サービスについて困っていること、納得できないこと、こうしてほしいなど、住民の皆さんから苦情や意見・要望等をお聞きするため、次の日程で開設いたしますので、お気軽においでください。

日時 5月23日(金)

場所

海洋研修センター

午前9時30分～午前11時

青苗支所

午後1時30分～午後3時

主催

行政相談員

牧田 力(字奥尻)

※相談は無料です。また秘密は厳守します。

5月の専門医の出張診療日

出張診療日程については、あくまでも予定日で、専門医や交通機関等の都合により変更となる場合がありますのでご注意ください。

矯正歯科診療

▶ 5月9日(金) 午後1時～予約が必要

消化器内科診療

▶ 5月16日(金) 受付 午後1時30分から午後2時30分まで

眼科診療

▶ 5月16日(金) 受付 午後1時30分から午後2時30分まで

耳鼻咽喉科診療

▶ 5月22日(木) 受付 午後1時30分から午後2時30分まで
5月23日(金) 受付 午前8時30分から午後2時30分まで

ご存知ですか？

検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に訴えたが検察官がその事件を起訴してくれないなど、このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。

申し立てには一切費用はかかりませんが、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



檜山郡江差町字本町237

函館地方裁判所江差支部内

江差検察審査会事務局

☎ 0139-5210174

戸籍窓口で「本人確認」が法律上のルールになります

戸籍の不正取得や虚偽の届出を防ぐため、平成20年5月1日から、役場の窓口で戸籍の証明書を請求する時や結婚・養子縁組などの届出をする時は、運転免許証や写真つき本人確認書類が必要となります。

①戸籍の証明書がほしい時は？

【本人確認】を行います

・戸籍の窓口では

● 窓口に来られた方は運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真つきの本人確認書類の提示により確認を行います。

● 代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

・郵送では

● 本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とします。

【正当な理由】を明示してください

● 戸籍に記載されている本人、またはその配偶者、直系の親族以外の方は、正当な理由の明示が必要となります。

②婚姻などの届出をする時は？

婚姻・協議離婚・養子縁組・養子離縁、認知の5つの届出の場合：

【本人確認】を行います

● 戸籍の証明書と同じく本人確認を行います。

【通知】を行います

● 窓口で手続きした方が本人と確認できない場合、婚姻などの届出が受理されたことを本人に通知します。

【不受理申出】を受け付けます

● 自分自身が窓口に来たことが確認できない場合に、婚姻などの届出を受理しないようあらかじめ町長に申出することが出来ます。

※ 不明な点は、役場住民課住民福祉係(☎2-3404)または、函館地方務局江差支局(☎0139-5211048)まで、お問い合わせください。